

佐野市告示第123号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を平成30年4月1日に指定をしたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により告示します。

平成30年4月17日

佐野市長 岡部正英

1 指定内容

- (1) 指定に係る指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人とちのみ会

住所 佐野市小中町1280番地

- (2) 指定に係る事務所の名称及び所在地

名称 障がい者相談支援センターみどり

住所 佐野市浅沼町146番地5

- (3) 指定年月日

平成30年4月1日

- (4) 指定に係る指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の種類

特定相談支援事業

障害児相談支援事業

- (5) 事業の主たる対象者

限定しない

- (6) 事業所番号

指定特定相談支援事業所 0930400031

指定障害児相談支援事業所 0970400016